

別記 4

令和 6 年度教育職員免許法認定講習 小学校教諭 2 種免許状取得課程開設要項

1 目的

道内の公立中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校中学部に勤務する中学校教諭普通免許状所有の教員を対象に、小中学校教諭免許状併有の促進を図るため、教育職員免許法による「免許法認定講習」を開設し、免許状の取得に必要な単位を修得させることを目的とする。

2 開設内容

(1) 開設課程

小学校教員課程（3 か年計画第 3 年次）

(2) 指導大学

北海道教育大学

(3) 講習日程及び会場

別表 4 のとおり（Zoom を利用した同時双方向型遠隔講習方式及び一部対面方式により実施）

(4) 開設科目及び単位数

○各教科の指導法に関する科目

- ・社会科指導法 2 単位
- ・理科指導法 2 単位
- ・図画工作科指導法 2 単位

(5) 受講定員

各科目 100 名

(6) 受講対象

小学校教諭免許状を有しない公立学校教員で、優先順位はアからウの順とする。

ア 昨年度に本講習を受講している者

イ 中学校教諭普通免許状を有する教員（任用期限が付されている者を除く。）で、当該免許状取得後に中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）（以下「中学校等」という。）又は小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）（以下「小学校等」という。）の主幹教諭、指導教諭、教諭又は小学校専科教員としての経験年数が 3 年以上の者（又は 3 年以上となることが見込まれる者）。

ウ 中学校教諭普通免許状を有する任用期限が付されている教員で、当該免許状取得後に中学校等又は小学校等の主幹教諭、指導教諭、教諭又は小学校専科教員としての経験年数が 3 年以上の者（又は 3 年以上となることが見込まれる者）。

※申込数が定員を超過する場合には、受講不可となる場合がある。

3 単位の授与

単位は、当該単位の課程として定めた講義を受講後、レポート等による成績審査に合格した者に授与する。

4 受講料

徴収しない。

ただし、インターネットへの接続及び Zoom を用いた同時双方向型の遠隔による講習を受講するため、通信費・機器類、テキスト代・教材費等の実費が発生する場合は、受講者の負担とする（動画での双方向のインターネット通信に十分な容量又は無制限などのインターネット環境を推奨。）。

5 受講者の申込み手続等

道立学校教員にあつては校長を経由し、市町村立学校教員にあつては市町村教育委員会で取りまとめのうえ、「令和6年度教育職員免許法認定講習申込書」（別記様式1-4）に、「令和6年度教育職員免許法認定講習課程別申込者一覧表」（道立学校においては別記様式2-4、市町村教育委員会においては別記様式3-4）を添えて、6月20日（木）までに当職あて電子メールにより提出すること。

※期限を過ぎた申込みは、一切受け付けないので、留意すること。

※申込者から当職へ直接申込みがあつても、受け付けないので、留意すること。

6 受講者の決定及び通知

教職員局教職員課長は、受講の可否を決定し、その結果を関係教育局長、関係道立学校長及び関係市町村教育委員会教育長に通知する。

なお、通知は7月上旬を予定している。

7 留意事項

- (1) この講習は教育職員免許法に基づく認定講習で、現在、文部科学省に認定申請中であること。
- (2) 日程、内容については、事情により変更となる場合があること。
- (3) テキスト代、教材費等の実費は受講者負担とすること。
- (4) 受講決定後、講習資料、事前・事後の連絡等については、直接、受講者個人の電子メールアドレスに対して送信するので、受講者は受信内容を随時確認する必要があること。
- (5) 受講に当たり、次の物を用意すること（インターネットによる同時双方向型遠隔講習を受講する者に限る。）。
 - パソコン（スマートフォンやタブレットによる受講は原則不可。）
 - Webカメラ（パソコンに内蔵されている場合もあるため、事前に確認すること。）
 - マイク（パソコンに内蔵されている場合もあるため、事前に確認すること。）
 - スピーカー（パソコンに内蔵されている場合もあるため、事前に確認すること。）
- (6) この講習についての照会は、北海道教育庁教職員局教職員課人事制度・免許係「認定講習担当」（電話 011-204-5718）に行うこと。